

## 訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

### 【不登法Ⅰ】

頁数	問題番号	誤	正
62	6-32 解説を右記のとおり変更  正誤に変更なし	特定の不動産を特定の相続人に「相続させる」旨の遺言は遺産分割方法の指定と解され、何らの行為を要せずして被相続人の死亡により直ちに相続により承継される。 <u>遺言執行者は、指定を受けた当該共同相続人が<u>対抗要件を備えるために必要な行為</u>（相続登記）をすることができる（民1014Ⅱ－平成30年改正）。</u> そこで、平成30年の民法改正により、遺言執行者は、この特定財産承継遺言によって財産を承継する受益相続人のために対抗要件を具備する（相続登記を申請する）権限を有することが明確にされたといえるが、 <u>受益相続人が本人自ら相続登記を申請することができる</u> ことは当然であり、これを否定するものではない。この場合、当該相続登記は、 <u>受益相続人であるBが単独で申請することができ、遺言執行者Dの関与を要しない。</u>	

### 【不登法Ⅳ】

頁数	問題番号	誤	正
326	67-3 右記のとおり解答及び解説を変更	○ 保証人が債権者に代位した場合、 <u>あらかじめ</u> 抵当権の登記にその代位を付記しなければ、その抵当権の目的である不動産の第三取得者に対して債権者に代位することはできないとする民法の規定（旧民501Ⅰ①）は、平成29年改正により <u>削除</u> された。これによって、改正後は、 <u>第三取得者への所有権移転登記が既にされている場合</u> や抵当権移転請求権の仮登記があらかじめされていない場合であっても、 <u>保証人の代位弁済による抵当権移転登記の申請をすることが可能となった</u> （令2.3.31第328号通達）。したがって、Dは、平成23年7月1日に代位弁済を登記原因とする甲土地乙区2番の抵当権の移転の登記を申請することができる。	